○国土交通省告示第八百五十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年八月十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5054号	第一種船橋航海当直警報装置	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
第5055号	〃	〃	〃

○国土交通省告示第八百五十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年八月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4484号	MF及びHF用デジタル選択呼出装置並びにMF及びHF用デジタル選択呼出聴取装置	JSS－296	日本無線株式会社	型式を構成するデータターミナル装置にオプションの表示器及びキーボードを追加
第4606号	〃	JSS－596	〃	〃
第4607号	〃	JSS－896	〃	〃
第4745号	高機能グループ呼出受信機	JUE－85	〃	〃

○国土交通省告示第八百五十二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

三チ中「安倍館町六番二号」を「みたけ三丁目十八番三十三号」に改める。

○海上保安庁告示第百八十三号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　音部港北防波堤灯台

位置

所在地　岩手県宮古市（音部港北防波堤外端）

北緯　三九―三六―〇一

東経　一四二―〇一―四五

○海上保安庁告示第百八十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　船川芦沢防波堤南灯台

位置

所在地　秋田県秋田船川港船川区（船川芦沢防波堤南端）

北緯　三九―五二―四一

東経　一三九―五一―二五

変更した事項

光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル

変更年月日　平成二十三年七月二十日

○海上保安庁告示第百八十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称

田辺港新文里西防波堤灯台

位置

所在地　和歌山県田辺港第一区（新文里港西防波堤外端）

北緯　三三―四二―五六

東経　一三五―二二―五八

変更した事項

位置

所在地　和歌山県田辺港第一区（西防波堤外端）

北緯　三三―四二―五六

東経　一三五―二二―五八

光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・二メートル

変更年月日　平成二十三年七月二十一日

○海上保安庁告示第百八十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称

田辺港江川東防波堤灯台

位置

所在地　和歌山県田辺港第二区（江川東防波堤外端）

北緯　三三―四三―四一

東経　一三五―二一―四八

変更した事項

光度　一一〇カンデラ

高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十三年七月二十二日

名称

元ノ尻灯台

位置

所在地　熊本県天草市（元ノ尻）

北緯　三二―一八―一七

東経　一三〇―一八―〇五

変更した事項

光度　実効光度三九〇カンデラ

光達距離　七・五海里

変更年月日　平成二十三年七月二十二日

○海上保安庁告示第百八十七号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域A灯浮標

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）

北緯　三五―三七―三一

東経　一四〇―〇〇―四五

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形

灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度五四カンデラ

光達距離　四・五海里

点灯年月日　平成二十三年七月二十三日

記事　東京港埠頭株式会社管理